

自分の健康を守ろう 違法薬物から遠ざかろう

各国の大麻に関する規範の違い

台湾で、大麻は第二級違法薬物で、接触するだけで違法行為になります。

完全非合法

台湾
日本
インドネシア
ベトナム
マレーシア

娯楽、医療用として合法

アメリカ
カナダ
ウルグアイ 泰國

違法薬物危害防止管理条例

製造、密輸、違法薬物販売

死刑または無期懲役

違法薬物の譲渡・譲受

最高7年の有期懲役

違法薬物の使用

最高で5年の有期懲役

違法薬物の所持

最高で3年の有期懲役

台湾の入国・出国

POINT

5つの原則

一時の欲に気を付けること

怪しい勧誘を受けないこと

見知らぬ人の荷物は触らないこと

見知らぬ人の荷物を持ち込まないこと

自分の荷物から目をそらさないこと

薬物乱用防止に役立つ情報源

各県市政府の違法薬物危害
防止管理センター

24時間無料相談窓口
0800-770-885

海外留学生サービスセンター窓口

0800-789-007

警察への通報

110通報

警政サービスアプリ

大学教育機関

学務課と国際課が学生をサポートします。



教育部による学生のための違法薬物乱用防止リソースネットワーク



匿名検査



セルフ検査



各県市政府の違法薬物危害防止管理センターのサイトリンク

教育部より（広告）

